

関西電力株式会社社長

藤 洋作 様

プルサーマル計画に関する関西電力への再質問書

8月10日午後4時30分より貴社で行ったプルサーマル計画に関する交渉では、7月16日付けの公開質問状にもとづいて口頭で貴社からの回答がありました。その後議論する中で、BNFL、コジェマとの再処理契約や高浜原発に保管されるMOX燃料、貴社が狙うMOX燃料返還について新たな疑問点が浮上しました。ここにそれらを再質問書にまとめましたので、真剣に検討され、早急に文書で回答されるよう願います。

若狭連帯行動ネットワーク

BNFLとの再処理契約について

1. BNFLとの再処理契約は1978年に締結され、499.5tUであることに相違ないか。
2. BNFLとの契約は貴社とBNFLとの直接契約であるか、それともMOX燃料加工のように三菱（重工）が間に入っているのか。
3. BNFLとの契約では細目を定めた「覚書き」のような文書は存在するか。もしあれば締結日と内容を公表されたい。
4. 契約では再処理後のガラス固化体、中・低レベル廃棄物の取扱いに関する項目は当初より書かれていたのか。もしなかったら何時追加されたのか。内容を公表されたい。
5. 英仏から返還されるガラス固化体の本数は合計3千数百本とされていたが、今年2月に日本原燃は2200本となると発表したが、なぜ減少したのか。また減少した分、1本あたりの放射能は高くなると考えて良いか。その場合、上限値を明らかにされたい。
6. 中・低レベル廃棄物の返還について貴社はBNFLと協議、または文書を交しているか。中・低レベルを高レベルに換算して返還することになっているのか。もしそうであれば、その変換率を明らかにされたい。
7. 契約では抽出したプルトニウムの保管、場所、期間、費用、返還、MOX燃料加工等について書かれているか。記述があれば公表されたい。
8. プルトニウムの所有者は法的に貴社のものと考えて良いか。プルトニウムの由来として全てが米国とカナダとなっているのか。
9. 英国政府からSMPの操業の認可が下りなければ、プルトニウムのMOX化は不可能となる。その場合、プルトニウムは単体で返還されるのか、それともコジェマに加工を委託するのか。
10. 契約では回収したウランの保管、場所、期間、費用、返還、再濃縮、燃料加工等について書かれているか。記述があれば公表されたい。
11. 現在まで発生した回収ウランの量と実際の貯蔵量、及び再処理が終了した段階での量を明らかにされたい。
12. 回収ウランはすべて英国、または欧州で燃料加工して返還されるのか。もしくはイエローケーキ、または再濃縮ウランとして返還されるのか。外国で再濃縮する場合の施設名を明らかにされたい。1995年に美浜3号機に再利用した回収ウランと同じく、今後もアルメロ工場で再濃縮すると考えて良いか。もしイエローケーキとして返還される場合は、六ヶ所村で貯蔵されるのか。

コジェマとの再処理契約について

1. コジェマとの再処理契約は1971年に151t（UP2）と600t（UP3）に、また1975年に1350tの契約をしたと考えられるが、事実を明らかにされたい。
- 2～12. BNFLに関する質問2～12でBNFLをコジェマと置き換えた内容の質問に答えて頂きたい。

高浜MOX燃料について

1. BNFLで製造した高浜3・4機のMOX燃料に使われた劣化ウランはどこで調達したもののか、その劣化ウランの所有者は誰か。またいくらで購入したのか。
2. 高浜3・4号機のMOX燃料の所有者は誰か。もし貴社のものではないとすれば、何時の時点で貴社の所有となるのか。また、返還するMOX燃料の所有権はどうなるのか。賠償金44億円に含まれているのか。
3. MOX燃料加工契約はその都度締結するそうだが、今回の高浜3・4号機での装荷取りやめで、契約は終了したのか。またはねつ造燃料の返還がなされた時点で終了するのか。それとも契約は効力を維持し続け、SMPでの加工にまで有効なのか明らかにされたい。
4. 今回のデータねつ造事件で貴社の契約先である三菱重工の名が出てこないが、なぜ出てこないのか。今回の事件では嘘をついた貴社の責任は重大であるが、三菱重工との契約上では貴社はユーザーとして被害者でもある。貴社とBNFLとの賠償交渉で三菱重工には賠償責任は生じなかったのか、明らかにされたい。
5. 高浜3号機のMOX燃料は既に解体・切断されたのか、それとも保管中なのか。その場合、貴社の所有である高浜3号機のプルトニウムはどうなるのか。
6. 燃料被覆管や集合体は国内メーカーのものであるが、今回の賠償の対象となっているのか
7. いつコジェマと高浜3・4号機用MOX燃料32体の加工契約を締結したのか。この場合も三菱重工との契約であるか。この契約の有効期限があれば明らかにされたい。
8. メロックスで加工するMOX燃料の劣化ウランは誰がどこで調達したのか。
9. メロックスでの加工について貴社は「できる限り公開したい」と回答しているが、ペレットデータの公開はBNFLと同じように契約上「第三者非開示」が記されているのか。
10. メロックス工場のMIMAS法は、六ヶ所村で計画されている原燃のMOX加工工場と同じシステムと考えて良いか。ペレットのサンプリングはカダラッシュ工場と同じ12/500個で1/0判定であると考えて良いか。

ねつ造MOX燃料の返還について

1. 先日ねつ造MOX燃料の返還について、日本政府は米国政府に核物質移転申請をしたが、カナダ政府にも同時に申請したのか。そしてなぜカナダ政府の許可が必要なのか。これは高浜原発に装荷したウラン燃料の原料である天然ウランがカナダ産ということか。天然ウランがオーストラリアやニジェール、ナミビア産であれば、それらの国の許可が必要となるのか。
2. 返還交渉において、貴社、三菱重工及びBNFLはどのように関わっているのか。協議の費用、警備費用は貴社が支払うのか、又は税金となるのか。
3. 輸送は搬入時と同じく2隻での航行するつもりか。
4. 輸送経路にあたる沿岸諸国に対し、貴社が説明に回る事になっているのか。それとも日本政府が説明に回るのか。

5. 現在高浜で保管中であるMOX燃料は、財務諸表の中でどの項目に入っているのか。返還された場合、経理上どのようになされるつもりか。また、賠償金はどの項目に入っているのか。

以上

2001年 8 月21日

関西電力株式会社社長

藤 洋作 様

プルサーマル計画に関する関西電力への追加質問書

8月19日付けで送付した再質問書に加えて、8月10日の貴社とのプルサーマル計画に関する交渉を受けた追加質問書を送ります。

21日付けの本質問書は、10日の交渉で問題になった、プルサーマル計画に関する貴社の基本的な姿勢や態度に関わるものです。10日の交渉でも私たちが追及した、若狭・福井の住民や関西の市民・消費者に対して、プルサーマル計画に関する十分な資料を提示せず、懇切丁寧な説明をせず、市民の側と真摯に討論することがない、貴社の傲慢な経営方針を反省し、この追加質問書に対しても19日付けの再質問書と合わせて文書回答するよう求めます。

若狭連帯行動ネットワーク

1. スイス・ベズナウ原発のMOX燃料事故隠して、新たな回答をした件について

1998年4月5日の武生市での公開討論会で、貴社が過去のMOX燃料のトラブルについて問われたあとで、スイス・ベズナウ原発でBNFL製MOX燃料の事故があったことを知りながら隠して、福井県民などにウソの答弁をした件について、8月10日の交渉で貴社は「MOX燃料によって事故は起こらないか」という質問に対して、答えた趣旨はMOXだからといって、ウラン燃料と異なる事故が起こることが無いという趣旨で回答した」と、用意したメモを読み上げ回答しました。

これは、これまでの貴社の回答の主旨を基本的に転換するものです。貴社はこれまで同様の質問に対し、関電としてはMOX燃料事故の説明はしなかったとの主旨で答えていました。この回答自身私たちは納得するものではありませんが、少なくとも武生市での質問者が意図した、過去の事故に関する問題という線に沿って答えたものでした。しかし今回の貴社の回答では、武生市での質問の基本的な意味をねじ曲げ、「将来MOX燃料の事故が起こるか」と問われたのだと、強引に解釈しています。

「武生市では将来のことを聞かれたのであって、過去のMOX事故について言わなくても『ウソ』をついたことにはならない」と言うのでしょうか。昨年8月3日に貴社が「武生市でウソをついた」と認め、新聞各紙で翌日大きく報道された「ウソ」が実は「ウソ」ではなかったのだと強弁しようとしているのでしょうか。

8月10日の交渉では、貴社も最後には「これまでの回答と違う」と認め、「持ち帰り部門と相談する」と確認しました。

貴社も「これまでの回答と違う」と認めるこの新たな回答をなぜ行ったのか、詳細に説明して下さい。8月10日にこの回答を持ち出したのに、その場で「これまでの回答は間違っていた」となぜ釈明しなかったのかについても答えて下さい。

武生市で1998年4月5日にBNFL製MOX燃料の事故を隠した理由として、結局貴社は正式にどういうふうに釈明しますか。

ウソつき放題の状態を改め、「新回答」によってウソの上塗りを重ねようと思われる貴社は、1998年4月5日武生市でのBNFL製MOX燃料事故隠し事件の謝罪広告を、早急に福井新聞に掲載すべきではありませんか。

2．SMPに関するORC（海外再処理委員会）のレター公表について

SMPの認可に関わって、日本の10電力を代表してORCから「SMPを動かしてもらいたい。MOX燃料については、コジェマだけではなくBNFLが存在した方がコスト競争できる」という主旨のレターが英国に送られたことを、貴社は8月10日の交渉で認めました。当日にも求めましたが、情報公開が世界的に進む情勢から言っても、この文書を公表すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

ORCによる英国宛てのそのレターについては、上記のとおりの内容とみなして間違いありませんか。

3．中間貯蔵施設立地について

藤社長は社長就任時に「年内に中間貯蔵施設立地点を1ヶ所に絞る」と発言したと報道されています。10日の交渉で貴社はそれは「まちがいだ」と返答しました。この新聞報道は間違いですか。

4．コジェマのMOX燃料データ公開について

貴社は10日に「コジェマのMOX燃料データはしかるべき時期に公開する」と答えました。昨年8月3日に市民を前に前向きに検討すると約束しながら、その時期が未だに打ち出せていません。貴社はいつになったらコジェマのMOX燃料データを公開するのでしょうか。

5．BNFLとの再処理契約交渉について

BNFLから再処理作業の遅れと、再処理料金値上げに関する申し入れがORCを通じてなされ、日本とドイツ等の電力会社が反発していると報じられていますが、10日の交渉では貴社はその真偽を明らかにしませんでした。BNFLとの再処理契約については、この報道のとおり経過があったと見て差し支えありませんか。

貴社は10日の交渉で、「BNFLの再処理は契約どおり行われている」と答えましたが、あとで問うと「契約条件に従っている」とも述べました。BNFLでの再処理は、行われているが、契約どおりには行われていないのが実状ではありませんか。

6．高浜原発に保管されるMOX燃料の返還問題について

貴社が英国へ返還することを狙う、高浜原発のMOX燃料に含まれるプルトニウム、その燃料被覆管、MOX燃料ペレットそのもの、それぞれの所有権はどこにあるのですか。

貴社はあくまでMOX燃料を英国に返還しようとしていますが、いったい返還後そのMOX燃料はどうするつもりですか。何か貴社として「有効」利用すると掲げられる計画があれば、示して下さい。

英国返還後のMOX燃料については、貴社は「我関せず。BNFLまかせ」という人任せの無責任な方針で臨むのですか。